ID: 57

担当部署: 企画部 国際文化推進室 公民館

処分の概要	施設使用料の徴収
例規名 根拠条項	芦屋市立公民館設置条例　第7条第1項
例規番号	昭和51年条例第27号

【根拠条文】

（施設使用料）

第7条　使用者は、別表第1に定める施設使用料を納めなければならない。

2　前項の施設使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認める場合は、後納させることができる。

別表第1(第7条関係)

公民館施設使用料金表

室名	収容人員又は広さ	施設使用料金		
		朝 午前9時～正午	昼 午後1時～午後5時	夜 午後6時～午後9時30分
	人	円	円	円
113室	20	1,420	1,830	2,030
114室	30	2,950	3,460	3,760
115室	10	710	810	1,010
116多目的室	35 (75)	3,970	4,680	5,290
211室	20	1,420	1,830	2,030
212室	15	1,120	1,320	1,730
213幼児室	25	1,730	1,930	2,340
214料理室	30	4,170	4,880	5,600
215美術室	30	3,150	3,660	4,170
216工芸室	15	1,620	1,930	2,240
217室	30	2,540	2,950	3,150
218講義室	60	3,050	3,560	3,760
219音楽室	60 (140)	8,750	10,380	11,810
219音楽室控室	8	500	610	710
220和室	16	1,620	1,930	2,240
展示場	91m^2	6,310	7,330	7,330

備考

1　市外居住者が使用するときは、当該使用区分に係る施設使用料の10割の額を加算する。

2　使用許可時間を超過、又は繰り上げて使用するときは、30分間に限り、当該使用区分に係る施設使用料の2割の額を徴収する。

3　引き続き3日を超えて使用するとき、又は曜日、日時等を3日を超えて指定して使用す

るときは、当該使用区分に係る施設使用料の2割の額を加算する。

4　1から3までの使用料算定において10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

5　収容人員の欄の(　)書は最大収容人員とする。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設 定 年 月 日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和6年4月1日